第三項中「（体内無線設備と体外無線制御設備との間で行う医療の用に供するデータ伝送をいう。以下同じ。）」及び「（体内無線設備が得た情報を体外の受信設備に対して自動的に送信することをいう。以下同じ。）」を削り、同項第一号を次のように改める。

1　体内植込型医療用データ伝送用

電波の型式	周波数	空中線電力	備考
A一D、F一D又はG一D	四〇一MHzを超え四〇二MHz以下又は四〇五MHzを超え四〇六MHz以下	二五マイクロワット以下	単向通信方式、単信方式、複信方式又は同報通信方式
	四〇二MHzを超え四〇五MHz以下		単向通信方式、単信方式又は複信方式の無線設備であって、体内無線設備と体外無線制御設備又は受信設備との間で無線通信を行うものに限る。

注1　四〇一MHzを超え四〇二MHz以下又は四〇五MHzを超え四〇六MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備にあっては、占有周波数帯幅に周波数偏差を加えた帯域が四〇一MHzを超え四〇二MHz以下又は四〇五MHzを超え四〇六MHz以下の周波数範囲内にあること。

2　四〇二MHzを超え四〇五MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備にあっては、占有周波数帯幅に周波数偏差を加えた帯域が四〇二MHzを超え四〇五MHz以下の周波数範囲内にあること。

3　空中線電力は、等価等方輻射電力の値とする。ただし、体内無線設備にあっては、人体部位の表面において輻射される等価等方輻射電力の値とする。

○総務省告示第二百八十一号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十四の規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十九号（特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月二十二日　　総務大臣　新藤　義孝

第一項に次の一号を加える。

11　テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用の無線設備の空中線であって、四一〇MHzを超え四三〇MHz以下、四四〇MHzを超え四七〇MHz以下及び一、二一五MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの

第二項の表注3を次のように改める。

3　四二六・〇二五MHz以上四二六・一三七五MHz以下の周波数の電波を使用するテレコントロール用（付随するデータ伝送を含む。）については、この表に規定する値にかかわらず、その送信時間を五秒とし、その送信休止時間を二秒とする。ただし、最初に電波を発射してから九〇秒以内の場合であって、送信時間の総和が五秒以内のときは、送信休止時間を設けずに再送信することができるものとする。この場合において、当該再送信の終了後における送信休止時間は次のとおりとする。

(1)　最初に電波を発射してからその送信が終了するまでに要した時間が五秒以内の場合　二秒

(2)　最初に電波を発射してからその送信が終了するまでに要した時間が五秒を超える場合　その送信に要した時間の五分の二

第二項の表注10を次のように改める。

10　送信時間及び送信休止時間については、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)　空中線電力が一〇ミリワット以下の無線設備については、五秒間当たりの送信時間の総和は一秒以下であること。

(2)　電波を発射してから連続する六〇〇秒以内の場合は、その発射を停止した後、送信休止時間を設けずに再送信することができるものとする。

第三項第一号に後段として次のように加える。

この場合において、テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用の無線設備（四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用し、空中線電力が〇・〇一ワットを超えるものに限る。）にあっては、絶対利得が二・一四デシベルの空中線に〇・〇一ワットの空中線電力を加えた値を超過した分に相当する電圧に達するまでの間、電波の発射を行わないものであること。

第三項第三号に後段として次のように加える。

この場合において、空中線電力が〇・〇一ワットを超えるものにあっては、絶対利得が二・一四デシベルの空中線に〇・〇一ワットの空中線電力を加えた値を超過した分に相当する電圧に達するまでの間、電波の発射を行わないものであること。

第四項第一号中「もの」の下に「又は一、二一六・五三七五MHz以上一、二一七MHz以下及び一、二五二・五三七五MHz以上一、二五三MHz以下の周波数の電波を使用するもののうち、等価等方輻射電力が絶対利得二・一四デシベルの送信空中線に〇・〇一ワットの空中線電力を加えたときの値以下のもの」を加える。

第六項第五号の表の注に次のように加える。

2　占有周波数帯幅が六四kHzを超え二三〇kHz以下の送信装置であって、単信方式又は同報通信方式による通信を行うものの隣接チャネル漏えい電力は、この表に規定する値にかかわらず、搬送波の周波数から五〇〇kHz離れた周波数の（±）一六〇kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より五〇デシベル以上低いこと。

○総務省告示第二百八十二号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十七第二号ただし書の規定に基づき、平成四年郵政省告示第三百二十三号（小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月二十二日　　総務大臣　新藤　義孝

本則に次の一項を加える。

六　空中線